

## 令和8年度 新宿区介護保険認定調査員 募集案内

この採用選考は、新宿区介護保険認定調査員 甲について、採用予定者を決定するために実施するものです。

### 1 職種、採用予定数等

職種	職名	採用予定数
福祉系	介護認定調査員 甲	1名

### 2 身分

地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員（一般職）

### 3 職務内容

- (1) 介護保険要介護（要支援）認定調査事務に関すること。
- (2) その他介護保険法の円滑な遂行のために必要な補助的な業務を行うものとする。

### 4 勤務場所

新宿区福祉部介護保険課認定第二係（新宿区歌舞伎町1-4-1 本庁舎2階）

### 5 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ 期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。

### 6 受験資格

次の要件を全て満たすこと。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2に規定する介護支援専門員の資格登録をした者であること。  
または、社会福祉士、介護福祉士、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士のいずれかの資格を有する者であること。
- (2) 職務の遂行に必要な知識、技能及び経験を有していること。
- (3) 認定調査の実務経験を5年以上有していること。
- (4) 東京都認定調査指導員研修の受講を修了していること、又はこれと同等と認められる知識を有していること。

※ ただし、地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は応募できません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 新宿区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

(4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

## 7 選考方法、日時及び場所

### (1) 第一次選考

選考方法	書類選考（申込書及び作文） 作文課題「要介護認定調査に求められること」（800字程度）
結果発表	令和8年2月上旬（予定） ※結果は合否にかかわらず申込者全員にお知らせします。

### (2) 第二次選考

日時・会場	令和8年2月中旬（予定） 面接の日時・会場については第二次選考の案内に記載してお知らせします。
選考方法	面接（個別面接）
結果発表	令和8年2月下旬（予定） ※ 結果は合否にかかわらず申込者全員にお知らせします。

## 8 申込手続

所定の申込書に、申込書裏面の記入上の注意をよくお読みのうえ、必要事項を記入し、下記のとおり提出してください。申込書は、新宿区福祉部介護保険課で配布します。または区ホームページの「職員募集」にある「令和8年度新宿区介護保険認定調査員（会計年度任用職員）募集」からダウンロードできます。なお、申込書類は一切返却いたしません。

申込方法	郵送または持参による。  <提出書類> ①新宿区会計年度任用職員採用選考申込書 ②介護支援専門員の資格の登録を証明する書類（次のいずれかとします。） 介護支援専門員証（写し）、介護支援専門員登録通知書（写し）、 介護支援専門員登録証明書（写し） または社会福祉士・介護福祉士・保健師・看護師・理学療法士・作業療法士いずれかの資格を証明する書類（写し） ③作文「新宿区職員として要介護認定調査をする際に心掛けること」について A4横書き800字程度で書いてください。 ④返信用封筒　ご自分の住所、氏名を記載し、切手を貼ったもの  【郵送の場合】 ・A4版が入る大きさの封筒に申込書、作文、資格証明書、返信用封筒を入れ、 表に赤字で「介護保険認定調査員採用選考申込書」と明記し、簡易書留で郵送
------	--

	してください。簡易書留によらないものの事故については責任を負いません。
申込期間	令和8年1月15日(木)から令和8年1月29日(木) <u>(必着)</u> ◆持参は上記期間の午前8時30分から午後5時までとします。
申込先	〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町1-4-1 新宿区福祉部介護保険課認定第二係

## 9. 勤務条件

勤務時間	<p>次の2つの勤務形態の中から選択します。</p> <p>(1) 1日当たり6時間勤務（休憩時間を除く） 休憩時間60分 月曜日から金曜日の週5日勤務（週30時間勤務）</p> <p>(2) 1日当たり7時間30分勤務（休憩時間を除く） 休憩時間60分 月曜日から金曜日のうちの週4日勤務（週30時間勤務）</p> <p>※ 勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までの間で所属長が決めます。</p> <p>※ 所定労働時間を超えて、勤務することは原則としてありません。</p>
休日等	<p>週休日：勤務時間(1)を選択したものは土・日曜日、勤務時間(2)を選択したものは土・日曜日および月曜日から金曜日のうちの1日で所属長が決めます。</p> <p>休日：国民の祝日、年末年始</p> <p>※ 週休日の振替や休日の代休日を指定することができます。</p>
休暇等	<p>(有給休暇) 年次有給休暇、慶弔休暇等</p> <p>(無給休暇) 病気休暇（引き続く5日までは有給）、母子保健健診休暇等</p>
報酬等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月額 約26万円程度（地域手当相当分を含む。）</li> <li>・通勤費用 上限額 月額55,000円の範囲内で支給</li> <li>・期末手当 約66万円程度（地域手当相当分を含む。）</li> <li>・勤勉手当 約62万円程度（地域手当相当分を含む。）</li> </ul> <p>※ 採用前に給与改正等があった場合は、その定めるところによります。</p> <p>※ 昇給制度はありません。</p>
加入社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険を適用します。
公務災害補償	地方公務員災害補償法、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例、労働者災害補償保険法等の定めにより公務災害の補償をします。
服務	<p>地方公務員法の服務規定が適用されます。</p> <p>地方公務員法の懲戒処分・分限処分の対象となります。</p>
再度の任用	<p>再度の任用の可能性 あり</p> <p>※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合、再度任用され</p>

	る可能性があります。再度任用は公募を原則といたします。特例で公募によらない再度の任用を行う場合、年度末年齢70歳を上限年齢といたします。 ※ 廃職を生じた場合又は事務事業の都合により必要がなくなった場合等は、再度の任用は行いません。
--	---

## 10 個人情報の取扱いについて

本採用選考の実施にあたり、申込書等により収集した個人情報については、本採用選考業務にのみ使用します。

### 【問い合わせ先】

新宿区福祉部介護保険課認定第二係

所在地：160-8484 東京都新宿区歌舞伎町1-4-1

電話番号 03（5273）4255（直通）（土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）

# 新宿区役所本庁舎案内図

◆住所

東京都新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 1 号

◆電話

03 (5273) 4255(介護保険課認定第二係直通)

◆最寄りの駅

JR・丸ノ内・小田急・京王線新宿駅、丸ノ内線・副都心線新宿三丁目駅、西武新宿駅、都営大江戸線新宿西口駅の各駅から徒歩約 5 分

◆最寄りのバス停

①歌舞伎町、②新宿五丁目、③新宿駅東口、④新宿追分、⑤・⑥新宿伊勢丹前、⑦日清食品前

